



各都道府県・市町村介護保険担当者各位

平素より、介護保険行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、福祉用具の利用に際して起こった重大製品事故については、繰り返し御連絡しているところですが、今般、標記について、消費者庁が公表した重大製品事故うち、介護ベッド用手すりに関する事故について、経済産業省より以下のとおり情報提供がありましたので、ご報告いたします。

- 事故発生日：平成 22 年 12 月 6 日
- 事故報告日：平成 22 年 12 月 17 日
- 製 品 名：介護ベッド用手すり
- 被害状況：死亡 1 名
- 事故内容：2 本の当該製品の間に入りが入り込んだ状態の利用者（80 歳代女性）が発見され、死亡が確認された。製造事業者は、安全対策として無償で簡易部品を配布しているが、事故発生現場では簡易部品を入手していたものの、当該製品に取り付けていなかった状況も含め、現在、原因を調査中。
- 発生場所：福井県
- 備考：
 - 事業者名：パラマウントベッド株式会社
 - 機種・型式：KA-16
 - 当該事故は、製品起因か否かが特定できていないものである。
 - 当該製品は、平成 4 年から平成 12 年までの間に、パラマウントベッド株式会社が製造したものである。

本件事故は、利用者の首が、2 本の当該製品のすき間に挟み込まれていた事故である。

同社は不意の動作等により、頭や手足が 2 本のすき間に入り込むことを防止するため、平成 13 年 10 月から当該すき間を埋めるための簡易部品を無償で配布している。

当該製品の利用者・所有者・管理者に向けて事故の危険性を周知し、簡易部品の装着・使用を着実に促すため事業者名及び機種・型式を公表するもの。

以下の URL の経済産業省 HP「製品安全ガイド」に公表情報を掲載しております。

当該情報提供は貴都道府県・市町村関連部局、関係団体へ情報提供しておりますが、連携の上、事業者及び利用者等に幅広く情報提供いただくようお願いいたします。

福祉用具の使用に際しては、利用者の心身の状況や生活環境等に応じた選定がなされた上で、

利用者が適切に使用するよう、継続的な使用状況の確認等、安全性を確保する措置を講じていくことが重要です。

福祉用具は、介護保険給付の対象種目としての使用、介護保険施設等の設備、備品としての使用等、様々な使用状況が想定されますが、いずれの状況においてもこれらの福祉用具が適切に使用され事故等の発生が防止されますよう御理解・御協力願います。

なお、ご連絡先につきまして、本通知送付先の変更希望がございましたら、お手数ですがご連絡の程お願いいたします。

(経済産業省 製品安全ガイド)

http://www.meti.go.jp/product_safety/download/kouhyou101221_1.pdf

<http://www.meti.go.jp/product_safety/download/kouhyou101221_1.pdf>

また、これまでに消費者庁及び製品評価技術基盤機構から公表された福祉用具に関する事故情報が、厚生労働省の関係団体である日本福祉用具・生活支援用具協会において公開されています。

関係団体や介護サービス事業者等に周知いただき、福祉用具の適切な使用と事故の防止にご活用下さい。

日本福祉用具・生活支援用具協会 (JASPA)

<http://www.jaspa.gr.jp/accident/index.html>

<<http://www.jaspa.gr.jp/accident/index.html>>

厚生労働省老健局振興課

福祉用具・住宅改修係

東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2

TEL : 03-5253-1111 (内 3985)

FAX : 03-3503-7894
